

# 金融庁の業務継続体制について

2011年12月15日

金 融 庁

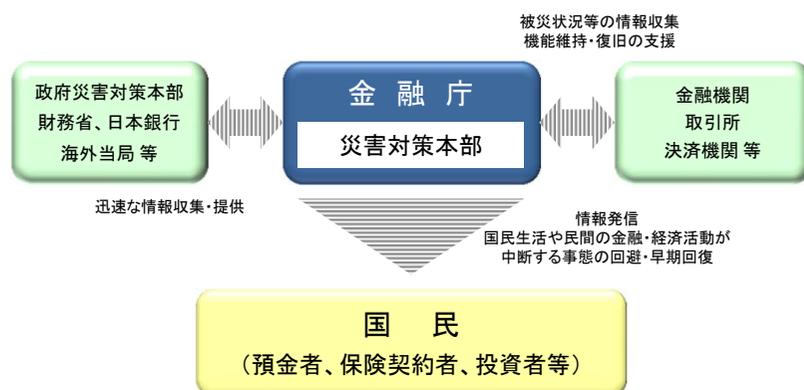


# 金融庁業務継続計画の位置づけ

金融庁においては、「首都直下地震対策大綱」(17年9月 中央防災会議決定)に基づき、金融システムの機能の維持を図る観点から「金融庁業務継続計画」(BCP)を策定(20年6月)。

## 【非常時優先業務】

- 災害対策本部(本部長:大臣)の設置・運営
  - ー 政府災害対策本部、財務省、日銀との連絡調整
  - ー 職員の参集・配置に関する総合調整
- 金融市場・金融機関等における状況の確認
- 国民、金融機関、海外当局等への情報発信
- 金融庁システム(EDINET)の管理・運用
- 金融機関に対する被災者支援の要請 等



## 首都直下地震対策大綱(抜粋) (中央防災会議 22年1月修正)

- 発災直後の特に3日間程度の応急対策活動期において継続性を確保すべき首都中枢機関は、①政治・行政機能:国会、中央省庁、都庁、駐日外国公館等、②経済機能:中央銀行、主要な金融機関及び決済システム、それぞれのオフィス・電算センターである。
- 首都地域は、国際的にも重要な金融決済機能が集積している。このため、地震が発生しても、必要な要員が参集し、必要に応じてバックアップへの切替を行うこと等により、重要な金融決済機能を当日中に復旧させる体制をとれるようにする。また、金融決済に関わる重要なアナウンスを国内外に発信し、日本の金融決済機能に対する信用不安を軽減する役割を果たすようにする。

## 金融庁BCP改定のポイント①（参集体制、優先業務チェックリスト）

本年夏以降、東日本大震災の経験や教訓を踏まえ、金融庁BCPの実効性について、庁内PTにおいて検討を行い、今般、この検討結果を踏まえ、金融庁BCPを改定した。

### 【職員の参集体制】

- 非常時優先業務を実施・継続するための参集要員については、公共交通機関が途絶しても本庁舎に確実に参集できるよう、自宅から本庁舎に徒歩で参集できる職員を指定。
- 非常時優先業務を持たない課室の中で本庁舎の近隣に居住する職員により構成する参集予備者を新設。

### 【優先業務チェックリスト】

- 本庁舎に参集した職員が実施すべきことを明確に把握できるよう、非常時優先業務のチェックリスト<sup>(注)</sup>を新たに作成。  
(注) チェックリストには、全ての優先業務の実施項目が時系列でコンパクトに記載されているほか、担当課室や重要度等を併記。
- 幹部職員はこのリストにより各課室の優先業務を総合調整。

### 参集体制の概要

#### ①災害対策本部員:

- 特定の官職にある者を指定
- 参集後は、優先業務チェックリストにより各課室の優先業務の総合調整を行う

#### ②非常時参集者:

- 各課室の優先業務を開始する時間までに本庁舎に徒歩で参集できる職員を指定
- 指示を待つことなく、直ちに本庁舎に参集

#### ③第一参集予備者:

- ②の予備者として、②と同じ条件の者を指定
- 災害発生1時間以内に②から参集する旨の連絡がない場合は、本庁舎への参集を開始

#### ④第二参集予備者:

- 優先業務を持たない課室の中で本庁舎の近隣(約6km以内)に居住する職員を指定
- 災害対策本部から指示があった場合のみ参集

## 金融庁BCP改定のポイント②（権限委任、執務環境の確保、教育・訓練）

### 【権限委任】

- 権限委任については、災害対策本部長（大臣）が指揮をとれない場合の代行順位を第7順位まで定めるほか、各非常時優先業務における権限者の代行順位を第5順位程度まで登録。

### 【執務環境の確保】

- 優先業務を実施・継続するための情報提供手段や通信手段、備蓄等の体制整備の状況をより具体的に規定。

### 【教育・訓練】

- 従来より防災訓練や研修を実施してきたが、その内容については、実効性の高いものとなるよう、金融システムを巡る環境の変化等を踏まえ、絶えず見直す。

### 執務環境の概要

庁舎	<ul style="list-style-type: none"><li>● 災害発生時における本庁舎の点検体制や復旧手順等を定めたマニュアルを整備</li><li>● 代替拠点となる候補地を定めている</li></ul>
備蓄	<ul style="list-style-type: none"><li>● 全職員の3日分の備蓄（食料品等）を確保</li><li>● 毛布やヘルメット等の防災用品のほか、停電時に備えて、ラジオや各種電池等を確保</li></ul>
通信	<ul style="list-style-type: none"><li>● 優先回線を措置した電話を配備（非常用電源に切り替わった場合でも継続して使用可）</li><li>● 一部の幹部には衛星携帯電話を配備</li></ul>
行政情報システム	<ul style="list-style-type: none"><li>● メール及び共有ファイルはサーバを二重化</li><li>● EDINET（有価証券報告書等の電子開示システム）は、大阪にバックアップセンターを設置</li></ul>
広報	<ul style="list-style-type: none"><li>● ウェブサイトのサーバは二重化した上、免震構造や自家発電装置を完備した施設に設置</li><li>● テレビやラジオ等の様々な手段で情報提供</li></ul>

## 金融庁BCPの今後の課題

金融庁の業務継続体制の運用・整備面での充実を図る観点から、①首都圏が広範囲に被災する場合の業務継続体制の検討、②広報活動の継続体制の強化、等について、引き続き取り組む。

### ① 首都圏が広範囲に被災する場合の業務継続体制の検討

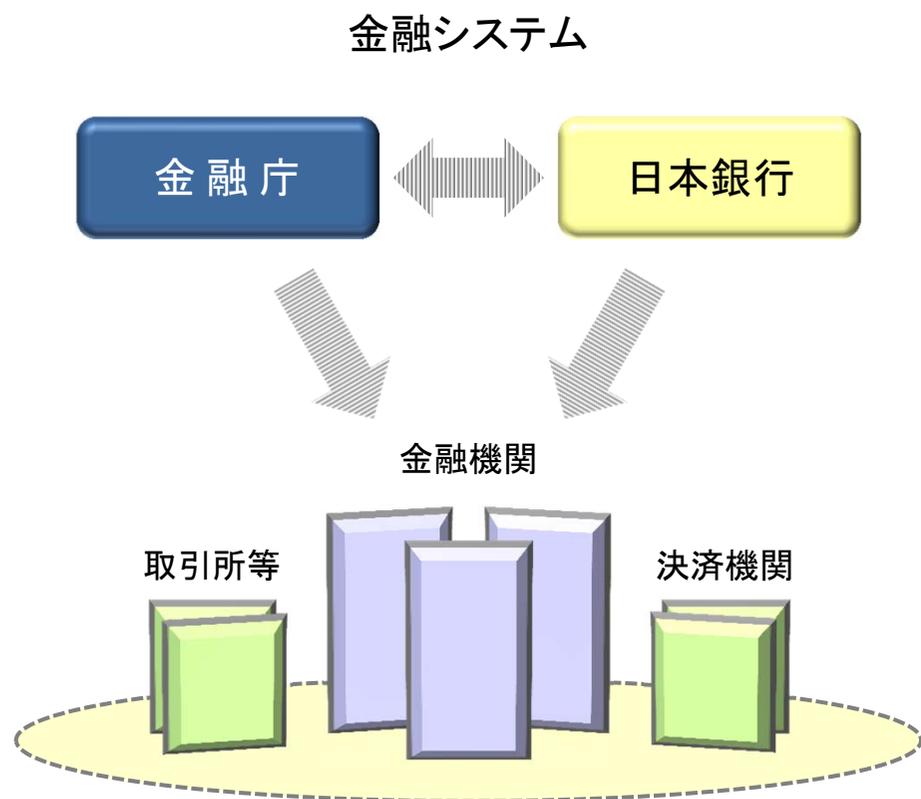
- 首都圏が広範囲に被災する場合は、関東地方以外に拠点を移し、そこで業務を継続する必要。
- ⇒ 今後、代替拠点で円滑に業務が継続できるよう、政府全体での検討状況を踏まえ、更なる検討を進める。

### ② 広報活動の継続体制の強化

- 関東地方が広域に被災する場合やインターネットが長期間使用できなくなる場合は、広報活動に大きな支障が生じる可能性。
- ⇒ 今後、金融庁ウェブサイトのバックアップ・センターの設置や他機関のウェブサイトを活用する広報活動を検討する。

## 金融システム全体の業務継続体制の構築

金融機関等に対しても業務継続体制の検証を求めるなど、引き続き、関係機関と緊密に連携をとりつつ、金融システム全体において、地震等のリスクに対してしなやかで強靱な業務継続体制を構築。



平成23事務年度 主要行向け監督方針(抜粋)

- 不測の事態が発生した場合にも金融機能の維持・確保を図るためには、今般の東日本大震災等の経験も踏まえ、金融機関の業務継続計画において主要なリスクを十分に想定しているか等を確認することも重要である。
- 今般の東日本大震災の発生を踏まえ、これまでの業務継続計画は有効に機能したか、地震等の自然災害や新型インフルエンザ、大規模停電等をはじめ、主要なリスクを十分想定しているか、それに対する対応策が十分であるか等について、金融機関の検証状況を把握する。